

各 位

会 社 名 函研エルミック株式会社
代表者名 代表取締役社長 朝倉 尉
(コード番号 4 7 7 0 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 江口 慎一
(TEL 0 4 5 - 6 2 4 - 8 1 1 1)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の第 38 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認可決され、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。

取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

また、当社は業務執行全般に亘り適宜、弁護士、税理士、社会保険労務士等社外の専門家の助言、支援を受けることとする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書については、法令及び社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。

また、取締役は必要に応じて随時これを見ることが出来る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。

代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。
取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。

2. 内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
3. コンプライアンス体制の万全を期するため、顧問弁護士事務所を内部通報窓口を選定し、その責任者は通報があった場合、適宜取締役会及び監査等委員会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に表示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。

(6) 当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践する。
2. 当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
3. 親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助者を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
2. 監査等委員会補助者は、その職務に関しては、取締役（監査等委員である者を除く。）等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査等委員会の同意を得ることとする。
3. 監査等委員会補助者は、監査等委員会との連携を密にし、監査等委員会の指示に従いその職務を行う。

(8) 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告する。
2. 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
3. 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。
4. 当社は、監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）との連携を密にし、意思の疎通を図る。
2. 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会等を開催し、その連携を密にする。

以上